Q 2年以上日本の会社に勤めています。2026年３月にこの会社を辞めて、4月末に帰国する予定です。今まで住民税は給与から引かれていましたが、退職した場合はどうなりますか？

A

2025年分の住民税について

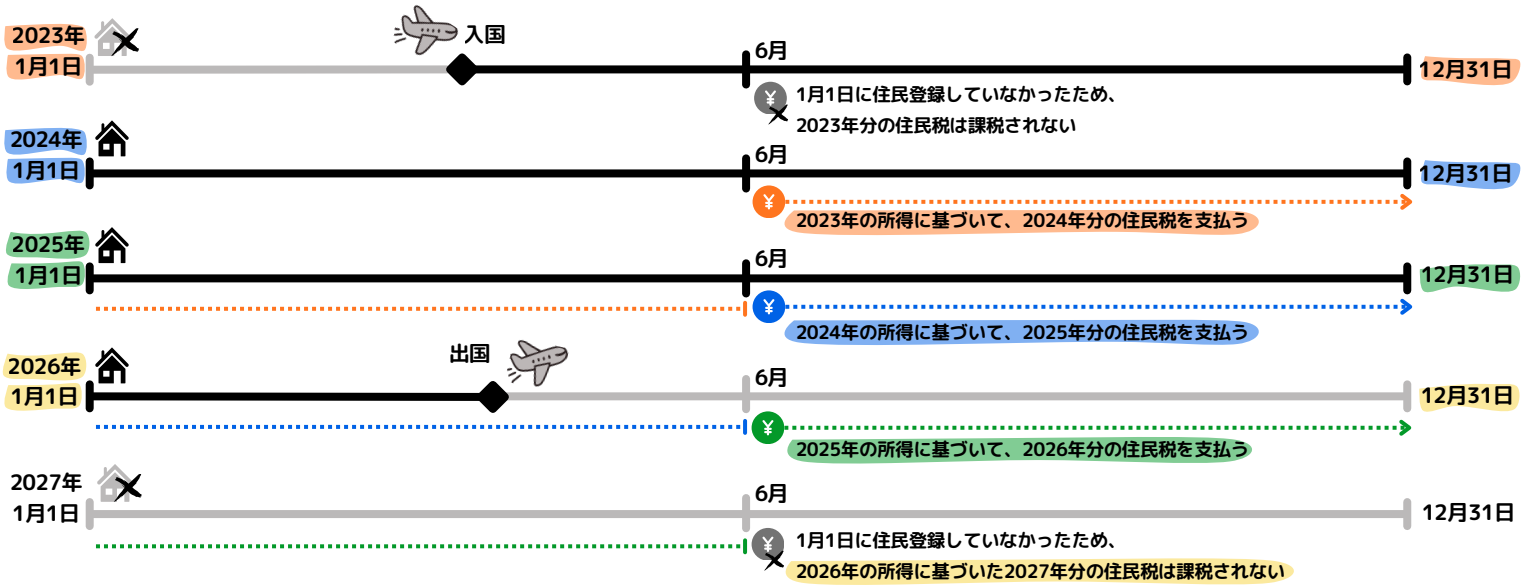
住民税が給与から天引きされている方が会社を辞めることになった場合は、以下のいずれかの方法で支払いが済んでいない「2025年分の住民税」を支払うことができます。なお、支払い方法を決める際は会社に相談してください。

1. **普通徴収**：市町村から届く納付書を使い、金融機関やコンビニ、インターネット等※を利用して、支払っていない住民税を自分で支払います。（※支払い方法は市町村によって異なります。）
2. **一括徴収**：支払っていない住民税の全額を給料や退職金から差し引いて、会社が市町村に支払いをします。

2026年分の住民税について

2026年1月1日に日本に住民登録していて、2025年に一定額以上の所得があった場合、2026年分の住民税が課税されます。**帰国した場合でも、住民税を支払う義務があります。**

2026年分の住民税は普通徴収により支払うことになります。1月1日の時点で住民登録があった市町村から、2026年6月頃に納付書が送付されます。既に出国している場合は、自分で納付書を受け取って支払うことはできません。そのため、出国する前に**日本在住の方を「納税管理人」として設定し、市町村に申請する必要があります。**申請方法などについては、市町村にお問い合わせください。



注意点

- 納期限までに支払わなかった場合は、本来の税額の他に延滞金も支払うことになります。
- 支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請、在留資格の変更申請、永住許可申請などが許可されない場合があります。
- 6月以降に出国し、出国する前に住民税の全額を支払うことができる場合は、納税管理人を設定する必要はありません。

参考資料

住民税を払いましょう！
（北海道外国人相談センター）
言語：日本語、英語、スペイン語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ウクライナ語

住民税の支払いをお忘れなく！
（総務省）
言語：日本語、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語